

令和5年度 蜜蜂の腐蛆病検査を実施します

県内で飼育されている蜜蜂を対象に、令和5年4月より「**蜜蜂の腐蛆病検査**」を順次実施します。

(岐阜県告示第百十六号)

検査日程をお電話にてご相談させていただきます。検査時の立会いにご協力ください。

👉 腐蛆病（ふそびょう）とは？

腐蛆病菌(細菌)が原因で、蜜蜂の幼虫が腐って死んでしまう病気です。

家畜伝染病予防法で監視伝染病に指定されています。

**家畜伝染病予防法 第5条で、業者・個人問わず蜜蜂の飼育者は、
腐蛆病の発生予防のため、家畜保健衛生所の検査を受ける必要があります。**

👉 もし腐蛆病が見つかったら？

法律に基づき、巣箱および巣脾は焼却処分となります。

発生場所から半径2km以内の蜜蜂は移動禁止となります。

日頃からの適切な蜂の管理をお願いします。

👉 手数料はかかるの？

1群(箱)につき45円です。

例) 8群(箱)を検査した場合 8×45円=360円



検査の流れ

- ①当所で用意した書類(申請書等)にご記入いただくとともに、飼養管理状況等をお伺いします
- ②巣箱から巣脾を取り出し、目視で異常の有無を確認します
- ③異常が無ければ検査終了です
異常がある場合、巣の一部を持ち帰り、詳しく検査を行います

※検査は年1回です。県内の他の家畜衛生保健所で検査を受けられる方は、お手数ですが下記までご一報ください。

岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

TEL 058-201-0530

FAX 058-201-0531

E-mail c24502@pref.gifu.lg.jp



岐阜県告示第百十六号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次
のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和五年三月十日
岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂(家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。)

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管
する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十六号